

会 議 録

会議名	第6回国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会	
日時	令和元年11月14日(木) 14:00～	
場所	菊池恵楓園自治会ホール	
出席者	菊池恵楓園入所者自治会	自治会長 志村 康 自治会副会長 太田 明 中央委員 森重 淳次郎 中央委員 杉野 桂子 中央委員 竹下 正信 中央委員 落合 光喜(欠席)
	厚生労働省 医政局 医療経営支援課 国立ハ ンセン病療養所管理室	室長 野田 裕司
	菊池恵楓園	園長 箕田誠司 副園長 野上 玲子 看護部長 豊田 恵美 事務部長 上園 直仁 会計課長 大坪 雅彦
	熊本県健康づくり推進課	課長 新谷 良徳 課長補佐 水上 明久 課長補佐 佐藤 智浩 参事 友田 京子
	合志市	市長 荒木 義行 健康福祉部長 狩野 紀彦 秘書政策課長 牧野 淳一 人権啓発教育課 飯開 輝久雄 福祉課長 後藤 章博 福祉課長補佐 篤永 晋
傍聴	一般	上田 欣也(泉ヶ丘区)
	報道	読売新聞、西日本新聞、熊日新聞、TKU KKT

議事	
後藤課長	<p>それでは、定刻になりましたので第6回国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会を開催いたします。私は、事務局をしております合志市福祉課の後藤と申します、よろしくお願いいたします。まずご臨席の皆様のご紹介になりますが、次第の裏面には本日の名簿をつけております。この名簿をもちまして、皆様のご紹介に代えさせていただきますのでご了承ください。なお、本日名簿の自治会の中央委員の6番目になります落合様が欠席になりましたのでお知らせします。また、本日の協議会の開催にあたりましては、公開になっておりますので予めご了解いただきたいと思います。</p> <p>それでは開会にあたりまして、本協議会の会長であります合志市荒木市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
荒木市長	<p>改めまして皆さんこんにちは。立冬が過ぎてなんとなく寒さも厳しくなりつつありますが、それぞれご多忙な中にも国からは医政局医療経営支援課から野田室長、県の方からは皆様方、お忙しい中、もうすぐ県議会も始まりますが、ご出席いただきましてありがとうございます。さらには、自治会の皆様方にも志村会長をはじめ、委員の皆様方にもご出席いただきまして、また箕田園長をはじめ、菊池恵楓園の皆様にもお礼を申し上げます。野田室長様におかれましては家族訴訟の後を受けて、法律の整備ということで国会対応が忙しいなかと聞いております。ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。</p> <p>さらにはこの会、平成21年10月に菊池恵楓園の将来構想がまとめられて、それを一つのベースとして平成26年8月に第1回の協議会を開催させていただきました。国県市のそれぞれ行政が責任をもって解決をしなければならない案件、また、地域を巻き込んでいろんな案件をまとめていこうと整理させていただいて、その中で翌年27年5月に作業部会を作り、それから随時調整させていただきました。熊本地震で1回中断しましたが、本日第6回ということで、検討いただいている項目もだいぶ整理されてきたものの、まだまだ継続が必要なものなどありますが、今回新たに裁判を受けてというのがありますので、その点に対して自治会からいろんな角度で要望等がありましたら、後程ご意見いただきたいと思います。</p> <p>この会は、1日でも早く我々が法律に則ってそれぞれが果たすべき役割をもって、年数を区切ってしっかり答えを出していく会でございますから、ご報告を兼ねてさらに認識を深めていく会にしたいと思いますので、どうぞ積極的な発言をお願いいたしまして、会長としてのご挨拶に代えさ</p>

	<p>せていただきたいと思います。本日はよろしく申し上げます。</p>
<p>後藤課長</p>	<p>ありがとうございました。それでは議事に入りますが、議事の進行は本規約によりまして会長が行うこととなっておりますので、進行の方を荒木市長より申し上げます。</p>
<p>荒木市長</p>	<p>はい、それでは大変お忙しい皆様でございますので、早速議事に入らせていただきます。まず議事の1、作業部会の報告を受け、そして今後の取り組みについてご説明させていただきます。事務局から説明をさせていただきますので、その後で質疑応答をとらせていただきます。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>後藤課長</p>	<p>はい、事務局の後藤です、資料は作業部会報告資料、A4横になっております。この資料を使って説明をさせていただきます。表紙をめくっていただき、項目の順に作業部会で扱いました結果を報告させていただきます。その補足等に関しまして皆様からのご意見を頂戴したいと思います。それでは、早速説明に入らせていただきます。</p> <p>まず、協議項目1番ですが、「園と関係が深い園外の旧医療刑務所跡地を人権学習の拠点施設として整備を検討する」という項目でございます。現状と問題点、具体策の順番にご説明いたします。まず、現状の報告ですが市の方から報告させていただいております。令和元年7月31日に既設建設物等解体撤去工事を完了しました。7月1日より学校施設建設工事に着手し、令和2年12月に竣工、令和3年4月開校予定です。小学生生徒650名、中学校生徒300名でございます。施設跡記念碑の設置については、工法や時期等を法務省矯正局と協議中でありまして、設置場所は新設校の東門を予定していることをご報告させていただいております。また、園からは令和元年度、2年度に社会交流会館の増改築を予定し、当該会館内に旧医療刑務所の独居房を再現して展示する計画があるとご報告いただいております。</p> <p>問題点としては、施設跡記念碑の設置について、設置場所・工法・工事時期等について協議を要すること、また具体策としては、記念碑の設置について設置場所・工法・工事時期等について自治会の意向に沿うものとする事としてまとめています。</p> <p>下の段に移りますが、こちらは意見の順番に記載しています。見方とし</p>

ては1の①から②、③、④というようにご意見をいただいた順番で整理しています。まず、市からは上記のとおり説明をしております。園からは現状と補足説明がありまして、補足では令和元年度から2年度の社会交流会館の増改築については、7月に予算がついたことや8月には厚生労働省施設整備室と自治会を含めて打合せを行っているほか、現在増改築の基本設計中ですとのご意見をいただいております。また、自治会からは1の③になります。旧医療刑務所跡地の問題については、記録として解体中の様子の写真付きで「菊池野9月号」に特集で掲載しているのでご一読くださいということでした。また1の④ですが、合志市の人口増加による教室の不足などの状況を考えると、この跡地を教育施設として活用できないかと考えておりました。また、旧医療刑務支所をハンセン病問題の人権啓発の拠点としたいとも考えていたが、校庭に刑務所施設を残すのは教育上どうかという疑念があったことから、独房の一部を社会交流会館に復元展示することになったものです。これは、当時の法務大臣や厚労省の協力があったものですので、深く感謝申し上げます。これから新しい学校の子供たちの元気な声が聞くことができるのは、希望が生まれるものだと思います。皆様のご協力に感謝しますというご意見を頂戴しております。

この項目に関しまして、一番下のまとめになりますが、上記の現状報告のとおり新設校の建設及び跡地記念碑の設置については、着手又は協議が進行中であることを確認しました。社会交流会館の増改築については、独居房の復元展示を含めて現在基本設計中であるということで報告事項をまとめてあります。この協議項目については、作業部会として、協議を継続したいというご提案でございます。以上、説明を終わります。ご意見等をよろしく申し上げます。

荒木市長

はい、説明ありがとうございました。只今報告のとおりでございます。追加並びに補充等ありましたらお受けしたいと思います。どなたかご意見ございますか。

太田副会長

学校の校門のことなんですが、北門と東門、2ヶ所予定されているが正門はどちらでしょうか。また、校門のデザインや仕様は決まっているのでしょうか。決定されていれば提示ください。

正門は、東か北かどちらでしょうか。

荒木市長

説明を受けたのは、東門を正門として、教室まで道がつながっていくコンセプトで設計しているとの報告がありました。どちらになるかわかりま

せんが、校門のすぐ横に記念碑を置くということで、校門のデザインが決まっているようでしたら、資料として出させていただきますと思います。

その他にございませんか。

最終的な協議の結果としましては、まだ学校、社会交流会館ができておりませんので継続協議、議題として残させていただきます。

それでは、項目番号1に関しては継続協議とさせていただきます。次に項目番号15、これに対して説明をお願いします。

後藤課長

項目15です、「電鉄御代志駅周辺整備や農業公園との一体化した社会化を検討する」という項目です。現状ですが、市から当該事業区域の市街化区域への編入と土地区画整理事業について都市計画が承認され、事業を進めていますとの報告がありました。次に問題点でございますが、自治会から環境整備に特別の配慮をお願いしたいとのことで、解決に向けた具体策では、環境整備については、土地区画整理事業の目的として当然配慮するというところでございます。

下の段になりますが作業部会の意見として、市からはこの協議項目については第4回の協議会から個別協議となり、進捗に応じて報告することとなっておりますので、市の土地区画整理事業担当課から、現状の報告事項はないとのことで継続協議として取り扱いをお願いしたいとの意見を申し上げます。

下の段の報告事項でございますが、当該事業区域の市街化区域への編入と土地区画整理事業について都市計画が承認され、事業を進めておりますので、今後も進捗に応じて協議会に報告するという作業部会のまとめでございます。よろしく申し上げます。

荒木市長

これにつきましては、恵楓園と自治会の皆様に話をさせていただきご理解いただいて、園の一部を市の方で購入を既にさせていただいております。その後は土地の確保に向けた交渉中でございます。これとって新たな結果というものはございません。これについて、何か質問ありますでしょうか。

それでは、この問題も逐次、進捗状況等について自治会、園の方に説明に随時参りますので同じように継続という形で協議を進めさせていただきますと思います。

ありがとうございました。

それでは項目16について同じく事務局より説明をお願いします。

<p>後藤課長</p>	<p>はい、項目16「保育サービスなどの児童福祉施設や介護サービスなどの高齢者・障がい者（児）福祉施設など、地域福祉の向上に貢献する施設の誘致を検討する」という項目でございます。</p> <p>現状ですが自治会から施設の集約化の問題をどのように解決していくか、具体的に検討する時期が来ている。園と自治会が一致して検討を進めていきたいと考えているということでございます。それから、問題点・具体策でございますが、入所者の意向に配慮し、高齢化や入所者の減少に伴う将来の施設の在り方を検討する時期であること、具体的な検討については自治会と園の検討が進められることとございました。</p> <p>下の欄の意見でございます。1の①、先般ある会社から障がい児（者）や不登校児童生徒の多機能型の通所施設を作りたいとの話がありました。新設学校ができれば20数名の児童生徒の受け入れ施設が必要となるのではないかとの話でした。今回は話を伺っただけですが、そのようなご要望もあっております。8月29日予定の園長をはじめ施設幹部との医療懇談会では、東地区の居住棟（90棟）の集約化についても話し合うことになっております。今後この集約化の問題をどのように解決していくか、具体的に検討する時期が来ていると思いますので、園と自治会が一致して検討を進めていきたいと考えていますというご意見をいただいております。</p> <p>園の方からも自治会と同じ考えですとのことでした。</p> <p>まとめですが、入所者の意向と施設の将来の在り方について、自治会と園が話し合いを進められ、今後予定される懇談会等の内容や意見等も必要に応じて協議会に報告を行うとまとめております。以上で説明を終わります。補足がありましたらよろしくお願いします。</p>
<p>荒木市長</p>	<p>項目16について説明を終わらせていただきました。何かご意見、ご質問があればお願いします。</p>
<p>箕田園長</p>	<p>菊池恵楓園の園長の箕田です。一般寮におられる東地区あるいは西地区の方々の集約化を含めた今後どういうふうな居住環境を望まれるかを含めて、できれば年内にご意向を一人一人調査して、その結果をもちましてさらに自治会と懇談会の中でどのように進めていくかということとを相談するという、そういう流れを予定しています。</p>
<p>荒木市長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

<p>太田副会長</p>	<p>前園長の原田園長のときから、東地区は恵楓の森構想をたてて今後緑化に努めていきたいということで、一部緑化・植樹もしました。東地区の居住者との集約化を含めて、自治会としては公園化を整備していきたいと思っていますし、また今後も公園化を推進していきたいと思います。それから、小中学校が開校しますので、子どもたちのための教育あるいは運動、そうした施設として、利用されるという方向もあると思いますので、その時にはグラウンド等をさらに利用されたいと思います。今後学校が開校されたら、よく相談しながら進めていきたいと思っています。当面は、原田園長時代の恵楓の森構想がいきているので、皆さん忘れないでほしいですね、当面は予算化もしていただいていますので公園化を整備していきたい。以上です。</p>
<p>荒木市長</p>	<p>ありがとうございました。はい、野田室長。</p>
<p>野田室長</p>	<p>ハンセン病療養所管理室長の野田です。本日お集りの方々におかれましては、日ごろから菊池恵楓園へのご理解ご協力ありがとうございます。このあとの項目20との絡みも出てくるかと思いますが、療養所敷地全体のエリア区分を考えていただきたいと思います。近くに小中学校ができて、生徒のみならず市民に開放するエリア、ここにありました不登校児童生徒通所施設ということで事業者に対して貸し付けるエリア、既存の敷地の中でどのように将来を見越して地域開放を考えていくか、園と自治会が相談したうえで、構想を広げていってほしいと思っています。</p> <p>今年7月に所在市町連絡協議会で7月に出した通知をご説明しましたが、園当局と自治会でよく相談していると聞いておりますので、こうしたことも念頭においてエリアを考えていただければと思います。</p>
<p>荒木市長</p>	<p>ありがとうございました。集約しますと自治会からは恵楓の森構想を主軸として引き続き検討してほしい、国としては東地区としてだけでなく全体を含めて、恵楓の森構想と併せて市民への開放、事業者がいろんな事業をやりたいということへの受け皿が可能かどうか、園と自治会、国も入って相談していく方向性という捉え方でございますね、先ほど話がありましたが、後ほど歴史的建造物の項目にもこの辺が部分的に重なってくるということになると思います、ですからひととおりの終わりで今この話の部分に関して今後どういう扱いをするのか、最後にまとめて総括させていただければと思っていますがよろしいですか。</p>

	<p>ということで、継続という形になっていますが、障がい者などのいろいろな施設の許認可というのは県知事が持っておられるというのがございますので、当然県もその段階では意見を出されることと思います。方向性がそうだというわけではありませんが、そういう可能性もあるので県の方で何か意見があればお聞きしたいと思います。</p>
<p>新谷課長</p>	<p>健康づくり推進課です。障がい者、障がい児の通所施設ということで、所管は障がい者支援課となりますけども、もう少し具体的に出てきましたら担当課と情報を共有したいと思っています。</p>
<p>荒木市長</p>	<p>今、たとえばの例であり、今の方向性が施設の誘致がいけるとかいうことではございません。そういう問題提案もあっているということで協議として解放できる場所、貸付できる場所、地域に対してなどありましたので、まだまだ協議すべきことがたくさんあると思いますので、この案件も継続とさせていただきたいと思います。</p> <p>次に項目20、22がどうしても関連していますので一括して説明させていただきます。</p>
<p>後藤課長</p>	<p>項目20、22番でございます。20番、「歴史的施設の保全の在り方や方向性について検討する」、22番、「納骨堂の環境整備」です。作業部会でも同時に検討させていただいております。</p> <p>まず現状ですが、自治会からは歴史的建造物等保存対象リストについて対象施設は10項目となっており、すべて西地区にあるものであるが、東地区については今後の検討となるということでございます。</p> <p>問題点ですが、歴史的施設として保存すべきものを明確にして、将来の維持管理について検討しておく必要があるということ、具体策としましては、保存対象物について自治会の意向を踏まえ、自治会と園の検討が進められることとなっています。</p> <p>項目22番についても同じ記載となりますが、中ほどの問題点としても納骨堂についても永続的に残されるべき歴史的施設として、供養も含めた維持管理を検討すべきであることとしてあります。具体的な解決策では、最後の一人が亡くなった後もハンセン病を語り継ぐために、誰もが身近にお参りできるように環境の整備をすることとしています。</p> <p>意見ですが、項目20の意見としては1-①今回、歴史的建造物等保存対象リストを園及び自治会より提供いただいております、内容についてご説明願いますということで、別紙A3横の10項目、当時の案という形で</p>

の資料を添付してございます。続いて、自治会1-②、対象施設は10項目となっており、全て西地区にあるものです。東地区は今後の検討になります。リストにあるものは必要な補修や案内板を整備して歴史的な説明なども含めて後世に残していかなければならないものと思いますとのご意見でした。

園からは、この歴史的建造物等保存対象リストについては厚労省からどのような建造物が存在するか問い合わせがあったもので、作成の途中であります。表中の自治会の意向や補修の部分等についてもこれから整理検討するところです。自治会からの案内板等についても検討していくことになると思いますとのご意見でした。

まとめの報告ですが、厚労省の検討調査資料として歴史的建造物等保存対象リストを作成している途中です。今後、自治会の意向や補修の部分等についても、整理検討が行われる予定です。自治会からお話があった案内板についても検討していくことになると思いますという作業部会のまとめでございます。お手元のリストに関しましては、参考に出させていただきますので、補足等があればよろしくお願ひします。

協議項目としては継続ということでご提案します。よろしくお願ひいたします。

荒木市長

説明が終わりました。何か補足、質問があればお受けしたいと思ひます。

野田室長

この歴史的建造物リストの作成依頼については、医政局と健康局との連名で出させていただきました。実は沖縄の2施設においては戦争でほとんど歴史的建造物といえるものは残っていません。単に建物だけでなく、いろんな資料あるいは証言、語りべの方の発言内容などをきちんと残しておく必要があると考え、以前同様のリスト作成依頼があったと思ひますが今回改めて資料的なものを含めて調査してほしいという依頼でございます。そういったものを含めて考えていきたいと思ひます。

森重委員

歴史的建造物の保存については、恵楓園においては歴史資料館、納骨堂監禁室などありますけども、当面必要な措置として監禁室が台風など災害によって保存が難しくなっている状態です。その解決と、それから納骨堂が昭和51年に完成してこれも相当老朽化しているということで、近い将来予算化してどこか適当な場所に移転させるなどして歴史的資料・施

設を集めて、将来の園の来訪者が多くの時間を取られないような配置を考えていくべきだと思います。納骨堂もリフォームはしましたけども相当傷んでおります。そういう状態ですので、そういったものも含めて考えていただきたいと思います。

荒木市長

ありがとうございました。はい、会長どうぞ。

志村会長

今月21日、菊池恵楓園が九州療養所として開園して110周年になります。歴史的に残すべきとなると、ここにも書いてありますように東地区が主体になると思います。どうしても動かせないというのが火葬場跡で、これは療養所内ですべて完結するという国の考え方によるものであり、最初は納骨堂も作るということに対して反対があった。療養所は療養する場であって何で納骨堂がいるかと、こうした反対や混乱があったことも含めて、火葬場だけ残すわけにはいかない、どこかに移転するわけにはいかないという事情があります。古い納骨堂は基金を募って建設したもので、国はお金を出さないという事実がありまして、そういうことからどこかに移転するという事は考えられない。私も、最初のころは新しい社会交流会館の近くに移転したらいいじゃないかと漠然と考えていましたが、それでは歴史を語るものにはならないと思いますので、そういった方向で進んでいきたいと思っています。以上です。

荒木市長

ありがとうございました。過去の歴史の中から新しく作ればいいじゃないかということではできない、そこにあるもの、それが歴史そのものだという考え方であるということと、そして資料も含めて森重さんの方から今整理しておかないと残すべきものが散逸してしまった後からではできないので、そちらも含めて広い検討をしてほしいということでありました。

野田室長からも十分な話をしてくれからも進めていこうということで国の方もそれに対しては十分対応していきたいという話でありました。

実はですね、先ほどから今回初めて出ている言葉で、東地区という言葉が出てきます。今までは、施設の単体という協議という形で、恵楓園全体を考えるべきではないかというよりは、どちらかというところまず物を残そうというような最初の協議で入ってきたのですが、先ほどの話でいくと地元の皆さんが使いやすいようなという考え方も一部あってもいいんじゃないかとか事業者のという形になりますと恵楓園全体を今後どうするのか、広い話が先ほどから出ております。そこで、言葉の中にも文字として入ってきておりますので、できれば事務局としては20番22番を一つの項目

としてまとめて整理させていただいて、その中に新たな協議項目として、園全体をどうするかという協議も入れてはどうかという形の提案になったのではないかと思います。いかがでございましょうか。何か自治会からご意見があればお願いします。1本にして、広い中で個別の問題も全体も検討したらどうだろうかということでございますけれども、これに対して自治会からご意見があればお願いしたいと思います。

森重委員

将来構想について一つの考え方として、いま居住棟は西地区に第一センター、治療棟などがありますけれど、今のまま180名弱の入所者の状態で、あと5、10年したらどうなるかを考えて、将来構想として病棟と治療棟と郵便局、自治会事務所とかを一つの場所にまとめることも必要だし、特に医療については再春荘病院に恵楓園の医療を補ってもらっている部分もあります。入園者としても熊本市内に行くよりは再春荘なら行って治療しようとかそういうような状態が顕著にあります。それでできるだけ治療棟は再春荘に近い場所にまとめて、さっき言ったように病棟、治療棟、自治会事務所、郵便局そのほか公的な施設をまとめるなかで東地区、西地区の入園者の移動に向けて総合的に案を立てる必要があると思います。

そういうことで進めないと、ただ東地区を西地区に移動するという点について、今まで自治会としては本人の承諾なしに移動したことは一切ありません。将来構想のなかでこういう状態を説得して、園のケースワーカーなり自治会が出て説得して、移動することが考えられるのではないかと思います。以上。

荒木市長

ありがとうございました。当然そこにお住まいの方の意向は尊重されなければなりませんし、また協議の中に今回初めて、全域という形で検討するという方向性としてのご意見という形でまとめさせていただければと思いますので、それぞれ野田室長、箕田先生の意見をお話しいただければと思います。

箕田園長

先日、本省で会議がありました際に、難病対策課から園の中の歴史的建造物の問題が出まして、ゾーニングも併せてという話がありました。となると、どうしても今住んでいる方もおられますし、先ほど森重さんも医療体制とか今後の入所者の方の転居といいますか、一番重要な人権を大事にしないといけないと思いますし、難病対策課からは園主導で自治会の意向を聞いて委員会を立ち上げて、話してもらってよいということをお話したので、園・自治会主導の会議を立ち上げさせていただいて、そこで

丁寧に意向を聞きながら進めていければと考えています。

荒木市長

ありがとうございました。先ほども申し上げましたが、協議というのはいつまでにこうしてくれというわけでは全くありません。それぞれの事情があったり、守らなければならない環境だったり、ご本人様たちの意思を無視して進めるというものではありませんが、最終的に協議会で方向性として立ち上げたものですので、箕田先生がそれぞれの意見を十分反映したうえで、十分時間をかけてというのは当然であると思いますので、私もそれに意見するつもりは全くございません。ただ、何かしら方向性というものを決めていかないと、いざその時に別途作ってくださいますとせっかく作った協議会ですから、できれば並行しながら先生のほうでも議論していただいて自治会の皆様と慎重に進めていただければありがたいと思いますし、ただ協議項目として継続としてすべてが解決しておりませんので、考え方の中にこれを集約化させていただいて、番号が先ほど 20, 22 番という形で項目を分けておりましたけども 1 本化したという形で進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

市は縦割りどころか何の権限もない中、進めておまして、県のご協力いただかないといけないし、もちろん国のご判断もいただかないといけないし、当然そこに住んでおられる方のご意思が一番尊重されなければならないしと、非常にナイーブでありながらしかし進めろというご意向をいただいている関係で、ただ話し合いを重ねていくというだけでは、皆さん方向性が見えなくなってしまうと思いますので、整理だけはさせていただければと思います。何か室長ありますでしょうか。

野田室長

13 園、12 市町回ってきて合志市のこの実現に向けた協議会、非常にありがたいと思っています。他の市町ではなかなか動きのないところもありますので、毎年実施していただいていることにありがたく思っています。今回のリストを作成していただきたいという通知の中に、ワーキングチームというものがあまして、地元自治体代表者、健康局の歴史的建造物等検討委員、担当部署であります難病対策課職員でワーキングチームを作ることとなっているが、この場をそういう意味では難病対策課職員、検討委員である担当弁護士に参加していただくことでワーキングチームに代わって機能するものと考えています。まずは、入所者の意向が第一でございますので、園当局と自治会で、どういうふうに展開していくか話をさせていただき、その案をチーム参加者で了解いただくような位置づけでいいと思っています。項目番号の集約は特に問題ないと思います。

荒木市長

ありがとうございました。法律等々の問題もクリアしていく作業部会としていきますので、我々としては一つ階段が上がれば、協議会に報告させていただこうということで、私も自治会に顔を出すとどうしても高齢化していくので、元気うちに方向性をだしていきたいという要請もありますので、集約化ということでお願いさせていただきます。

次に項目17番、事務局からの説明に移ります。

後藤課長

17番、「地域住民との交流促進、施設の一般市民への開放など、社会化に向けて取り組む」という項目です。

現状ですが、県から当課が実施する事業については、これまで同様恵楓園を積極的に利用していきたい。また、多くの方々に恵楓園を訪れていただけるよう当課以外で行う研修会などの会場としても積極的に利用を呼び掛けて広めていきたい。管理利用規定等の提示があればもっと呼びかけやすいとのご意見をいただきました。

また、問題点ですが会議等で会場を借りる場合に、音響設備やパソコン、プロジェクター等の設備や使用条件が分かれば周知しやすいので、検討いただきたいということ、そして具体策では県事業については、これまで同様に取り組む。より多くの方々に恵楓園を訪れていただきたいと考えているため、当課以外で行う研修会等で積極的に利用を呼び掛けていくとのことでした。

意見では1-①熊本県ですが、県の事業についてはこれまでどおり施設等を利用していただいて実施しますが、他の部課に対しても取組の推進について呼び掛けたいところです。その際に、どのような施設や設備があって、どういう条件で利用できるかなどを示せば検討できると思いますので、管理利用規定等のご提供をお願いするものです。県庁全体にも推進したいとのご意見でした。また、園からは1-②現在、管理規定等は未整備ではありますが、利用していただくのは大変ありがたいので今後検討してまいりますとのことでした。

さらに、1-③自治会からは、現在、社会交流会館は水曜日と日曜日とが閉館日となっております。日曜日は仕方ありませんが、せっかくご来園いただいても水曜日が休みであれば申し訳ないので、園とも協議をしているところです。2年後には社会交流会館の新館も開設されますので、それまでの対応の仕方や旧館の改修後の施設の利用の在り方について検討していきたいと考えています。展示整備費も予算が確約されましたので、現

在展示計画について設計している最中でありますとの意見がありました。

市の人権啓発教育課からは、2-①ハンセン病問題啓発の取り組みの一環として、今年度の人権フォーラムを令和2年2月1日にヴィーブルで開催予定です、また政策課から、2-②この度ハンセン病関係で徳島県阿南市とパートナーシティ協定を締結することとなりました。協定の内容としては、一つは災害に関するもの、もう一つはハンセン病を中心とした人権問題を総合的に連携して取り組むものです。10月1日に阿南市をお招きして協定調印式を行い、翌日には菊池恵楓園を訪問いただき、懇談と納骨堂の献花、施設見学の予定とのことでした。

まとめですが、県が取り組む事業においてもこれまで同様、施設等を利用させてもらい、県庁全体にも施設利用を推進したいので管理利用規定等の整備についても検討していくことが要望されました。また、自治会からは社会交流会館の水曜日休館については園と協議中であるほか、新旧会館の利用についても検討を要するとの意見がありました。

市からは新たに他自治体との連携した啓発活動の取り組みを進めるとの報告を行いました。

この項目に関しましても協議継続というご提案をさせていただきます。

資料では合志市と阿南市のパートナーシティ協定の関係資料がございますのでご参考いただきたいと思います。補足等があればよろしく申し上げます。以上です。

荒木市長

説明が終わりましたが、なにかご意見等がございましたらお願いします。

箕田園長

施設利用に関しまして、ここではまだ管理規定等が未整備と書いてありますが、恵楓会館については管理規定を作りまして、ご利用いただきやすいようにしていますので、また事務の方から具体的に補足してもらいます。社会交流会館の休館の問題ですが、現在学芸員が一人ということで、対応が難しかったのですが、スポットでの開館であれば土日も含めて事前に相談をいただければ、学芸員の都合がつけば学芸員付きで開館というのは不可能ではないと学芸員から聞いています。学芸員も増やしていただけるということもあったのですが今のところそこができていませんので、まずご相談いただければ、休館日の開館は相談にのれると思います。管理規定については事務の方からご説明します。

上園事務部長	<p>管理規定につきましては、本年11月1日からということで決めています。中身につきましては、担当の福祉課長からお伝えさせていただきます。</p>
福地福祉課長	<p>基本的には終了時間が日中ということで、職員の管理の関係上、17:15までとさせていただきます。また、正月のように年末年始は省かせていただいております。</p> <p>また、音響設備に関してですが、以前熊本地震のときに使われたとのことだったので、音響機器をプロの方が触られて後が大変だったとのことがありまして、持ち込みは可能ということにして、基本的に音響は使っても構わないですが、持ち込み可という形にしております。場所が居住地域も近くにありますので、夜遅くまでは考えていません。</p> <p>概略ですが以上です。</p>
荒木市長	<p>ご検討いただきまして、早々に管理規定を作っていただきありがとうございます。何か県の方からありますか。</p>
佐藤課長補佐	<p>管理規定についてありがとうございました。利用料は無料ということで、よろしいでしょうか。(無料との回答を受けて) ありがとうございます。恵楓会館の利用について庁内に施設の利用を呼びかけさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。</p>
荒木市長	<p>ありがとうございました。そのほかにこれに対して何かご質問等ございますか。</p>
志村会長	<p>土日、休日について恵楓会館を利用する場合、職員が一人いないと例えば、寒くなると暖房入れても全く効かない、それから夏は朝から冷房を入れないと館全体が冷えない、そういった問題があります。それと大人数になった場合に、机や椅子を出す職員について、いま時間外手当など出ない、いろんな制約がありまして、それができないという状況もあります。啓発をやっていくについても同じようなことがありまして、園長の方は希望があれば自分が出て話しますよと、しかし園内でそれぞれの人たちが回るということになると、なかなか難しい、そうした問題もあります。</p> <p>最近いろんな風水被害等でボランティアという人が脚光を浴びています。国の方が後ろに隠れて、ボランティアの皆さんの活躍が大変多くなってきていて、恵楓園でもボランティアガイドの登録者は300名いらっしゃいます。そういうことでございますので、できるだけそのあたりをスムー</p>

	<p>ズに職員が出て準備をするなど、またそれに対して時間外手当でもってできるだけ会からの申し入れがあったときには受け付ける、そういうことになればいいと思っています。よろしく願いいたします。</p>
<p>荒木市長</p>	<p>ありがとうございました。先ほど箕田先生がおっしゃったように事前に事務局と調整をしてお互いが困らないように、また過度の負担が強いることがないようにということと、子供たちを巻き込んだ時に動きやすいのが土日になりがちですけれども、それを含めてまず事前をお願いをして、事前に受け入れ可能ということが前提としてのお願い、そういう方向性だと思います。</p> <p>しかしながら、規定を作っていただいているところは対応していただけるということでございますので、私たちも社会化、多くの方にここを利用していただけてしっかりとこれを啓発に使っていきたい、ある意味それぞれの想いというのは啓発普及でございますので、そういった使い方が可能な場合ということで、お願いをしていければと思っております。</p> <p>これについても事務局から引き続き協議継続ということでございましたけれどもよろしいでしょうか。それではそのようにさせていただきます。</p> <p>続いて先ほど志村会長から出ました項目19について、ボランティアガイドの立場等々をなかなか明確化できておりません。これに対してどのように整備していくか、一定の方向性が示されておりますので事務局から説明をお願いします。</p>
<p>後藤課長</p>	<p>項目19番、「ボランティアガイドのようなボランティア活動を進める」という項目でございます。</p> <p>現状ですが、自治会からボランティアガイドの窓口が園と自治会の2つあるので、窓口1本化に向けて調整しているということと、市から毎年6月に市民参加型のボランティア清掃活動を実施していることを説明しました。問題点としては、ボランティアガイドの窓口が2つあるので、1本化するほうが分かりやすい、ボランティアガイドの登録で個人情報等のデータを管理するうえでの情報セキュリティについて対策が必要なのではないかという問題がございます。解決に向けた具体策ですが、新社会交流会館の開設までには窓口を1本化するように調整すること、情報管理については国システムとの協議が必要になるとのことでした。</p> <p>続いて作業部会での具体的な意見ですが、まず市から例年菊池恵楓園の</p>

清掃ボランティア活動を実施しているという報告をさせていただいています。自治会からは1-②ボランティアガイドの窓口が園と自治会で2つあるので、菊池恵楓園の将来を考える会の弁護士に相談し、窓口1本化に向けて調整してもらおうところであることと、園からは1-③ボランティアガイドの窓口1本化については先般菊池恵楓園の将来を考える会の弁護士と打合せをさせていただき、その中ではボランティアガイドの中心人物から皆さんの意見を聞いてみたいとの意向があるということでした。特に登録者の個人情報の管理の問題があったりするので、3カ月ほど時間をいただいて意見をまとめてから、再度打合せをしたいとのことでした。

自治会から、1-④窓口については園も自治会も事務的に大変お世話になっております。来年の8月まで予約が入っている状況です、どこの窓口で相談すれば話が聞けるのかといった苦情もありますので、窓口の1本化については早急に取り組みたいとのことでした。

さらに、1-⑤新しい社会交流会館にはボランティアガイド室を整備することになると思いますので、窓口の1本化は是非取りまねばならないと考えているということと、1-⑥ボランティアガイドの登録で、園では個人情報等のデータを管理するうえで情報セキュリティについてどのように考えているのか伺いたい、例えば、情報への不正アクセスなどの対策ですとの意見がありました。園からは、1-⑦国のシステムでは、外部からのアクセスはブロックすることもあり、情報の登録やデータのやり取りに課題があると思われるため、現在、情報管理部門と検討しているところですのでのご意見をいただきました。

まとめですが、新しい社会交流会館にはボランティアガイド室を整備することになると考えられ、それまでには窓口の1本化について協議を進めてガイドの登録や施設管理がスムーズになるように取り組んでいきたいというまとめでした。

この項目につきましても協議継続でご提案したいと思います。よろしくお願いいたします。

荒木市長

説明が終わりました。補足、質問がございますでしょうか。

ここに書いてあるとおりでよろしいでしょうか。今、菊池恵楓園の将来を考える会の弁護士の方に相談しているということで、数カ月要するとのことですので、またご報告いただければ後に整理の仕方、方向性を決めさせていただきたいと思います。それで、協議継続という扱いでよろ

	<p>しいでしょうか。それではよろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、項目13の説明をお願いします。</p> <p>項目13番、「恵楓園全体を使った啓発活動に取り組む」という課題です。まず現状ですが、熊本県より本年7月23日及び8月20日に菊池恵楓園で「恵楓園を学ぶ旅」を開催しましたところ、親子コースは夏休み中にもかかわらず参加者が少なかったため、来年度以降は保護者が参加しやすい土日開催について検討していきたいという報告がありました。問題点・解決策としては平日の開催は参加者が少ないということで、土日開催を含めて検討していくことでした。</p> <p>意見としては、熊本県から1-①本年は7月23日と8月20日に菊池恵楓園で親子向け、一般向けに「恵楓園を学ぶ旅」を実施しました。7月23日は親子コースということで小学5年生を中心に参加してもらい、社会教育施設「菊池少年自然の家」と連携して、園内でものづくり活動を行いました。夏休み中ですが平日ということもあり参加者が少なかったため、来年度以降は保護者も参加しやすい土日開催を検討していくとの意見がありました。また、市から1-②前回の協議会では、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会の中間報告がありましたが、今回はどのようになりますかとの問いに対し、県から1-③前回は中間報告で、本年は5年間の委員会の取りまとめの時期になります。現在、関係者で報告書の作成に向けて協議を行っています。11月の協議会では完成していないと思いますので、今後報告させていただきますとのご意見がありました。</p> <p>まとめですが、熊本県事業の「恵楓園を学ぶ旅」を実施したところ、夏休みではあるが親子コースの参加者が少なかった。来年度以降は土日開催を検討します。熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会報告については、現時点では作成作業中ですので、今後報告させていただくというまとめでございます。</p> <p>この項目に関しましても協議継続でご提案させていただきたいと思っております。以上で説明を終わります。</p>
後藤課長	<p>はい、説明が終わりました。何か報告や補足ありませんでしょうか。</p>
荒木市長	<p>土日開催について検討ということで、県で勝手に検討ができないので、日曜日は社会交流会館が休館ということで、土曜日あるいは先ほど水曜日</p>
新谷課長	

はスポットでという話がありましたけども、可能であればというところで今後、施設や自治会の方とも協議をさせていただければと思います。

それから今回チラシを2枚お配りさせていただいております。まず、12月17日に第4回ハンセン病医療・福祉研修会でございますが、これは退所された方が現在そして将来、医療や福祉のサービスが更に必要になったりということで、身近な福祉医療の専門職、その他学生、ボランティアなど希望される方に来ていただきたいということで社会福祉士、野上副園長先生のお話しをいただく研修でございます。もう一つは、1月11日にハンセン病問題啓発フォーラムを開催しますが、これはどなたでもご参加いただきたいということで熊本市男女共同参画センターはあもにいにて開催いたします。こちらは定員300名ということで、キャパが入る施設です。昨年、テルサで開催しましたが参加者が少なかったものですから今年は周知期間も十分にとって関係団体のご協力も得ながら広くお知らせしているところでございます。こちらにご出席の皆さんにもぜひフォーラムにご参加いただければと思います。

家族訴訟の新しい法律もできるというところですが、ハンセン病家族訴訟原告団副団長の黄光男さんにお越しいただいて、ご講演をいただく予定にしております。どうぞよろしく申し上げます。

荒木市長

ありがとうございました。他に何かご意見ありますでしょうか。

森重委員

啓発活動について、皆さん大変ありがたいと思います。私は昭和18年の内務省時代に入所しましたが、官民あげて無らい県運動により、本当に家族はどんなに心を痛めて生きてきたかということをご承知願いたい、そして平成8年に国賠訴訟で国が控訴断念をし、そこで当時の小泉総理大臣、坂口厚生大臣が控訴を断念して啓発活動に留意しつつ、ハンセン病患者・家族を含めてハンセン病に対する実態を啓発活動によって伝えるという約束のもと今日に至っている。

しかし、今度の家族訴訟では裁判長は、本当に私たちが日頃思っていることをズバリ言ってくれたと思っています。まず法務省、厚労省、文科省、国会議員の啓発に対する怠慢が明らかになって、小泉総理大臣が国賠訴訟につき発言した内容と同じ発言であった。今後皆さん、入所元患者と被害にあった家族に対して啓発活動を本当にやるという約束をした、そういう原点を思い起こして、心から皆さんにお願いして発言を終わります。ありがとう。

<p>荒木市長</p>	<p>ありがとうございました。いま森重さんがおっしゃられたように、ただ啓発活動をしているということではなく目的をしっかりと鮮明にして、二度とこうした問題が起こらないようにということと、歴史的な知識を再度いろんな方々に啓発していくようにという戒めのお言葉、ありがとうございました。</p> <p>他にありませんでしょうか。</p> <p>特にないようであればこれを事務局として継続協議としたいのですがよろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきたいと思えます。</p> <p>ひとつおとり作業部会の報告、皆様方のご意見をいただいたわけですが、次の作業部会でこの項目、見方によっては1とか2とか順番が入っていますが、これが重要な案件の順だと誤解されてはいけないので、これはもともと将来構想、考える会での順番を整理したものであるもので、改めて作業部会で番号が飛んだりしている部分を含めて番号を整理させていただいて、私どもの御代志駅前整備事業とかも重要でありますけれども、もっともっと重要な案件の提言をいただきましたので、番号を整理し、流れを作り直したいと思えます。作業部会でさせていただきたいとおもいますのでよろしくお願ひします。</p> <p>以上で作業部会のすべての報告が終わりご意見いただきましたので、その他に入ります。その他で言いもらったことがあった場合は、総括してご意見をさせていただきたいと思えます。その他で準備しているものについて、事務局ありますか。</p>
<p>後藤課長</p>	<p>特にありません。</p>
<p>荒木市長</p>	<p>皆様方のほうでこれはというもの、この辺に対してはどのようなになっているのかなど何かありましたら総括を含めて、ご意見を承りたいと思えます。</p>
<p>志村会長</p>	<p>明日、家族訴訟の関連法案が国会を通過するだろうと言われて、マスコミから取材を受けているが、これは過去の社会内にある偏見や差別による被害、これに対して補償していこうということです。問題は補償をもらったら差別がなくなったというとなんな問題ではないと思っています。</p> <p>阿南市との文書があるが、阿南市では例えば同和差別解消法、ヘイトス</p>

スピーチ解消法など中身の無い法律に対して、それに対して条例でもってそれは差別にあたりますよというようなことを作っていったという話を合志市から聞きました。

実際に、関連法案がこれから国会を通過するわけですが、でもハンセン病問題基本法の中に、私が最後まで抵抗して差別禁止条項というのを入れました。しかし、罰則規定がない差別禁止というのは、法律の体をなさない。したがって、今度の家族訴訟のように社会内にある差別というものがなくなっていく。これは何かというと人権規定そのものが日本の法律の中にないということで、非常に嘆かわしい。ジュネーブの人権委員会からたびたび日本に対して、いろいろ勧告が数十回出ているが、それでも国会は動こうとしない。このままの状況でわずかなお金で解決したということになると、実は何年かしたらまた新たな差別が受けたということでもた、裁判が起きるかもしれない。そういうことをなくすために、まず県が条例で対応するとかないとヘイトスピーチのようにハンセン病差別もなくなっていくかと思う。私は最初、ヘイトスピーチ解消法を読んで、これは奨励法だとやっていいですよという法律にしかならないと思って誰かに話したんですが、案の定、条例かなにか作らないと、県・警察としても手が出せない。県としても潮谷知事が黒川温泉問題で法務支局に対して、これは人権侵害でないですかということで挙げたが、人権でもって誰かを罰するという人権規定が日本の法律にはありません、旅館業法については罰する規定があるということで、略式裁判ですね、これをやって2万円で解決した。こんなことがあるのに、人権というものの解釈について百人百様の解釈が成り立つことはないかと思うので、なんとか県のほうで考えていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

荒木市長

今おっしゃった話で課長は即答できないと思えます。条例というのはなかなか上位法を崩せないというのがありますが、罰則がほとんど倫理条例となってきたことをおっしゃっているのだと思えます。性善説ではなくて真にそういうことをなくせとの罰則を設けた法律というご提言だと思います。私の立場、課長の立場でも当然即答はできませんが、ただ気持ちというものはしっかり差別をなくすような啓発活動をしなさい、そして二度とこうした問題が起こらないように、また差別発言等が起こらないようにという強い思いという形で受け止めさせていただきます。答えにはなりません、現実的なものとして重く受けとめなければならぬと思っております。他にございませんか。

それでは、準備したもののすべての議事の報告、検討が終わりました。提案したものはすべて継続協議となりましたが、前へ1歩ずつでも進めていくという思いで作らせていただいたものであります。中には期限を設けたものもありましたが、しかし私が思う以上に真摯に作業部会の皆様方には作業していただいたのではないかというその足跡はしっかり残していただいていると思っています。引き続き継続案件も早期に解決できるように、そして皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。